

特定建築物環境衛生管理業務に関する委託契約書（案）

1 業 務 名 称	福島県立ふたば支援学校特定建築物環境衛生管理業務委託
2 業 務 の 内 容	別紙仕様書のとおり
3 契 約 金 額	年額 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
4 委 託 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
5 契 約 保 証 金	免 除

上記の業務について、委託者 福島県を甲とし、受託者 を乙として、次の条項に定めるところにより、委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の期間中、頭書の金額をもって頭書の業務を実施するものとする。

2 仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、乙は、甲の指示に従い、誠意を持って業務を行うこと。

(善管注意義務)

第2条 乙は、善良な管理者としての注意をもって受託業務の遂行にあたらなければならない。特に、従業員の行為、身元、風紀、規律、衛生等に関して一切の責任を負うとともに、甲が不適切と認める従業員を業務に従事させてはならない。

(誠実履行の原則)

第3条 乙が業務を履行するに際し、甲の指示に従うことは勿論、甲も乙と協力し、互いに信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

(履行の確認)

第4条 乙は、別紙仕様書に基づき、業務内容について報告し、甲の確認を受けなければならない。

2 前項の確認の結果、乙の業務内容が著しく適性を欠く場合は、甲は乙に対し速やかに業務内容の補正を指示するものとする。

3 前項の補正に要する経費は乙の負担とし、当該補正に係る確認については、第1項の規定を準用する。

(関係帳票)

第5条 乙は業務が完了したときは、その都度甲に対して遅滞なく関係帳票を提出しなければならない。

(委託料の請求及び支払い)

第6条 乙は、別紙仕様書による全ての業務が完了した場合に委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第7条 甲は、乙が乙の責に帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、甲が認める期日までに委託業務を完了する見込みがあると認めるときは、乙から遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により履行期限を延長するときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとする。

3 第1項に規定する遅延利息の額は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託金額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があ

るとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。)とする。

4 甲の責に帰すべき事由により、前条第1項第2号の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。)の遅延利息の支払いの請求をすることができる。

5 第1項及び前項に規定する遅延利息の額の計算につき第3項及び前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(乙の損害賠償)

第8条 業務に関し、乙の責めに帰すべき事由により、甲及び甲の財物等又は甲の職員に損害(第三者に与えた損害も含む。)を与えたときは、発生した損害は乙が賠償するものとする。ただし、天変地異、不可抗力その他乙の責めに帰すことのできない事由により生じた損害はこの限りでない。

(権利譲渡の禁止)

第9条 乙は、この契約によって生ずる一切の権利・義務を第三者に譲渡しまたは担保に供してはならない。

(契約の変更)

第10条 甲は必要があるときは、委託業務内容を変更し、又は一部を中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙間で協議し、これを定めるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由により契約の解除を申し出たとき。
- (2) 乙またはその代理人若しくは担当職員等に不正の行為があったとき。
- (3) 前各号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと甲が認めたとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (5) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

（談合による損害賠償）

第 13 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第 10 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定または同条 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（協議事項）

第 14 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて甲乙間で協議し、定めるものとする。

（個人情報の保護）

第 15 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（紛争の解決方法）

第 16 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和7年4月1日

甲 福島県双葉郡檜葉町大字井出字上ノ岡 33
福島県
福島県立ふたば支援学校長

乙